平成２６年（フ）第８１０号
名古屋市天白区平針３丁目1806番地　サンシャイン村瀬401号
債務者　芳村　千景
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
青森県上北郡横浜町字向平177番地１
債務者　黒滝二三男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
青森市中央４丁目６番３号
債務者　村川　　修
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
神奈川県逗子市沼間５丁目３番８号　プレミールⅡ301
債務者　近江あずさ
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目１番18―302号
債務者　谷崎　節子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９２号
神奈川県横須賀市野比３丁目15番８―101号
債務者　波田　俊之（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２３９号
熊本県宇城市三角町戸馳5028番地、前住所宮崎県小林市細野403番地２　谷住宅Ｂ棟
債務者　豊田　義峰
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
青森県三戸郡南部町大字福田字あかね５番地84
債務者　戸来　　猛
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
青森県三戸郡南部町大字福田字あかね５番地84、旧住所青森県八戸市西白山台３丁目22番24号
債務者　戸来千恵子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
和歌山市元博労町31番地　プリミエールメゾン301
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５９号
和歌山市和歌浦西１丁目７番１号
債務者　神出美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
和歌山県有田郡有田川町大字尾中14番地
債務者　辻　　朋紀
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
和歌山市楠見中84番地
債務者　今城　　修
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９号
川崎市幸区小向西町３丁目19番地　ウインズコート102、前住所川崎市川崎区田町２丁目６番５号　コスモス寮407
債務者　金子　朋美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
川崎市宮前区馬絹2042番地１　第１小田ビル401
債務者　山本麻友子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日